

九州シンクロトロン光研究センター  
レーザー光線による障害防止対策要領

(目的)

第 1 条 この要領は、九州シンクロトロン光研究センター（以下「センター」という。）におけるレーザー機器の取扱いに関して必要な事項を定め、レーザーを使用する者とその周囲で研究その他の作業を行う者の障害を防止することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領において用いる用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) レーザー光線

特定の物質に人工的に光や放電などの強いエネルギーを与えて励起させ、それが元の状態に戻るときに発生する電磁波を制御された誘導放射の過程により増幅させたものをいう。

(2) レーザー発振器

レーザー光線を生成し、又は増幅することができる機器をいう。

(3) レーザー機器

レーザー光線を計測、通信、加工等に利用するための機器をいう。レーザー機器は、レーザー発振器、レーザー光路、加工テーブル、制御装置、電源装置等から構成される。

(4) レーザー業務従事者

研究その他の業務のため、レーザーを取扱う者をいう。

(適用範囲)

第 3 条 この要領は、日本工業規格 C6802「レーザー製品の安全基準」に規定するクラス 1M、クラス 2M、クラス 3R、クラス 3B 及びクラス 4 のレーザー機器を用いて行う業務に適用する。

(レーザー機器の持込)

第 4 条 レーザー機器を持ち込む者（以下、「持込者」という。）は、使用目的などを記載した「レーザー機器持込届出書」（様式第 1 号）によりセンター所長に届け出なければならない。

2 持込者がセンター職員の場合には、前項の規定にかかわらず、その責任者は、「レーザー機器設置報告書」（様式第 2 号）をセンター所長に提出しなければならない。

(レーザー機器管理者)

第 5 条 クラス 3R（400nm～700nm の波長域外のレーザー光線を放出するレーザー機器に限る。）、クラス 3B 及びクラス 4 のレーザー機器の持込者は、その取扱い及び障害防止について十分な知識と経験を有する者のなかから、レーザー機器管理者（以下「管理者」という。）を置かなければならない。

2 管理者は、次に掲げる事項を行う。

- (1) レーザー管理区域の設定及び管理
- (2) レーザー機器を作動させるためのキー等の管理
- (3) レーザー機器の点検、整備及びそれらの記録の保存
- (4) 保護具の点検、整備及びその使用状況の監視
- (5) 安全衛生教育の実施及びその記録の保存
- (6) その他レーザー光線による障害を防止するために必要な事項

3 管理者は、前項の記録を5年間保存しなければならない。

(レーザー業務従事者)

第6条 レーザー業務従事者は、この要領を遵守し、管理者又は安全管理室員が職務上必要と認めて行う指示に従わなければならない。

(クラス別措置基準)

第7条 持込者は、レーザー機器のクラス分けに応じ、別紙の「レーザー機器のクラス別措置基準」(以下、「措置基準」という。)に基づく措置を講じなければならない。

(安全衛生教育)

第8条 管理者は、措置基準に定めるところにより、レーザー業務従事者に対する安全衛生教育を実施しなければならない。

(健康管理)

第9条 センター所長は、措置基準に定めるところにより、レーザー業務従事者(センター職員に限る)に対して眼の検査を実施しなければならない。

2 前項の検査結果の記録は、5年間保存しなければならない。

(異常時の措置)

第10条 持込者又は管理者は、レーザー光線による障害の疑いのある者については、速やかに医師による診察又は処置を受けさせなければならない。

2 前項の事態が生じた場合、持込者又は管理者は、速やかにセンター所長に報告を行うとともに、レーザー機器の異常の有無を調査し、必要に応じて改修、改善又は使用禁止の措置を講じなければならない。

3 センター所長は、必要に応じて当該レーザー業務従事者のレーザー取扱い業務を制限するなど適宜の措置を講ずるものとする。

(撤去)

第11条 使用しなくなったレーザー機器は、速やかに撤去しなければならない。

2 持込者は、レーザー機器を撤去した場合には、「レーザー機器撤去報告書」(様式第3号)をセンター所長に提出しなければならない。

附 則

この要領は、平成18年12月15日から施行し、施行前の持込者に対しても適用する。

様式第1号（第4条関係）—ユーザー用—

レーザー機器持込届出書

平成 年 月 日

九州シンクロトロン光研究センター所長 様

(レーザー機器持込者)

所 属 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

連絡先 \_\_\_\_\_

下記のとおりレーザー機器を（新規に・変更して）持ち込みたいので、「レーザー光線による障害防止対策要領」第4条の規定により、届け出ます。

また、同要領その他関係規程を遵守し、持ち込むレーザー機器を適切に使用いたします。

記

使用目的	
レーザー機器の名称 ・型式・クラス (複数の場合全て記載)	
レーザー機器管理者 職・氏名	
設置又は保管場所	

(財)佐賀県地域産業支援センター 九州シンクロトロン光研究センター 安全管理室



〒841-0005 佐賀県鳥栖市弥生が丘八丁目7番地

TEL : 0942-83-5017 FAX:0942-83-5196

レーザー機器設置報告書

平成 年 月 日

九州シンクロトロン光研究センター所長 様

(レーザー機器持込者)

所 属 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

連絡先 \_\_\_\_\_

下記のとおりレーザー機器を（新規に・変更して）設置したので、「レーザー光線による障害防止対策要領」第4条の規定により、報告します。

また、同要領その他関係規程を遵守し、設置したレーザー機器を適切に使用いたします。

記

設置目的	
レーザー機器の名称 ・型式・クラス (複数の場合全て記載)	
レーザー機器管理者 職・氏名	
設置又は保管場所	

(財)佐賀県地域産業支援センター 九州シンクロトロン光研究センター 安全管理室



〒841-0005 佐賀県鳥栖市弥生が丘八丁目7番地

TEL : 0942-83-5017 FAX:0942-83-5196

様式第3号（第11条関係）

レーザー機器撤去報告書

平成 年 月 日

九州シンクロトロン光研究センター所長 様

（レーザー機器持込者）

所 属 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

連絡先 \_\_\_\_\_

下記のとおり、レーザー機器を撤去したので、「レーザー光線による障害防止対策要領」第11条の規定により、報告します。

記

撤去年月日	平成 年 月 日
撤去したレーザー機器 の名称・型式・クラス (複数の場合全て記載)	

(財)佐賀県地域産業支援センター 九州シンクロトロン光研究センター 安全管理室



〒841-0005 佐賀県鳥栖市弥生が丘八丁目7番地

-83-5017 FAX:0942-83-5196